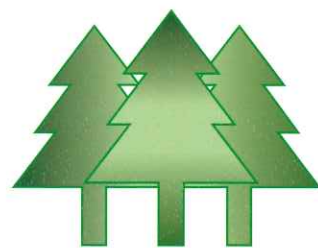
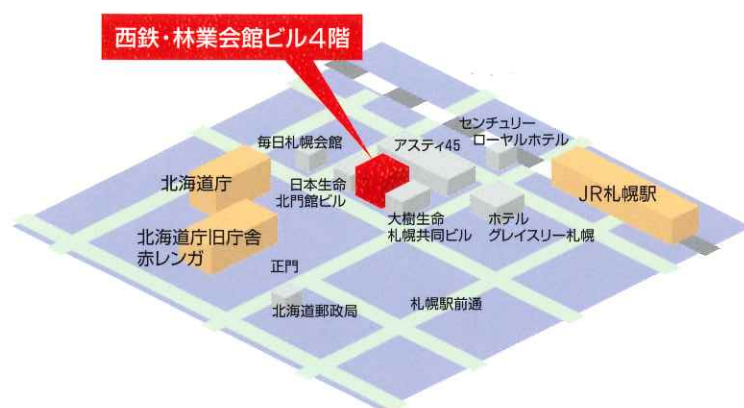


北海道森林整備担い手支援センターの組織図



◆ 林業就業に関することは ◆

北海道森林整備担い手支援センターにお問い合わせください。



一般社団法人 北海道造林協会
北海道森林整備担い手支援センター

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 西鉄・林業会館ビル

電話 011-200-1381

FAX 011-200-1382

ホームページ <https://www.shiencenter.or.jp/>



(令和7年7月印刷)

林業就業の手引き

森林で仕事をしたい人のために



一般社団法人 北海道造林協会
北海道森林整備担い手支援センター

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 西鉄・林業会館ビル

ホームページ <https://www.shiencenter.or.jp/>



北海道の森林のあらまし

北海道の森林面積は、554万ha(全国の22%)で北海道の土地総面積の71%を占め、天然林69%、人工林26%、無立木地等5%となっています。

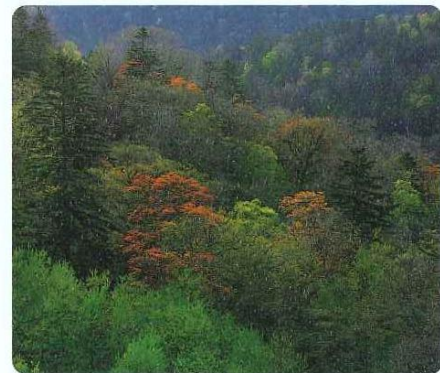
森林蓄積は、8億6千万m³(全国の16%)で人工林を主体に増加しています。

天然林はトドマツ、エゾマツを主体とする針葉樹とナラ、カンバ、シナノキ、イタヤ、ブナなどの広葉樹からなり、多様な林相を形成しています。

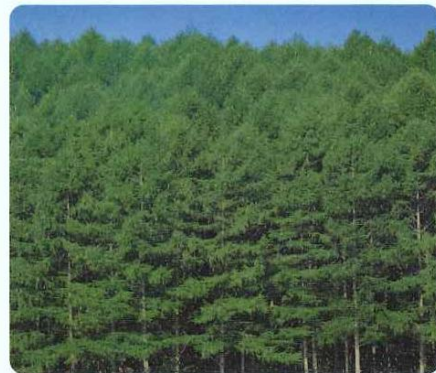
人工林は、トドマツ(52%)、カラマツ(29%)が主要な樹種となっています。

道内の木材需給(令和4年度)は、需要量が約637万m³に対し、道産材供給量は445万m³(道産材自給率69.9%)で不足量は輸入材で補われています。

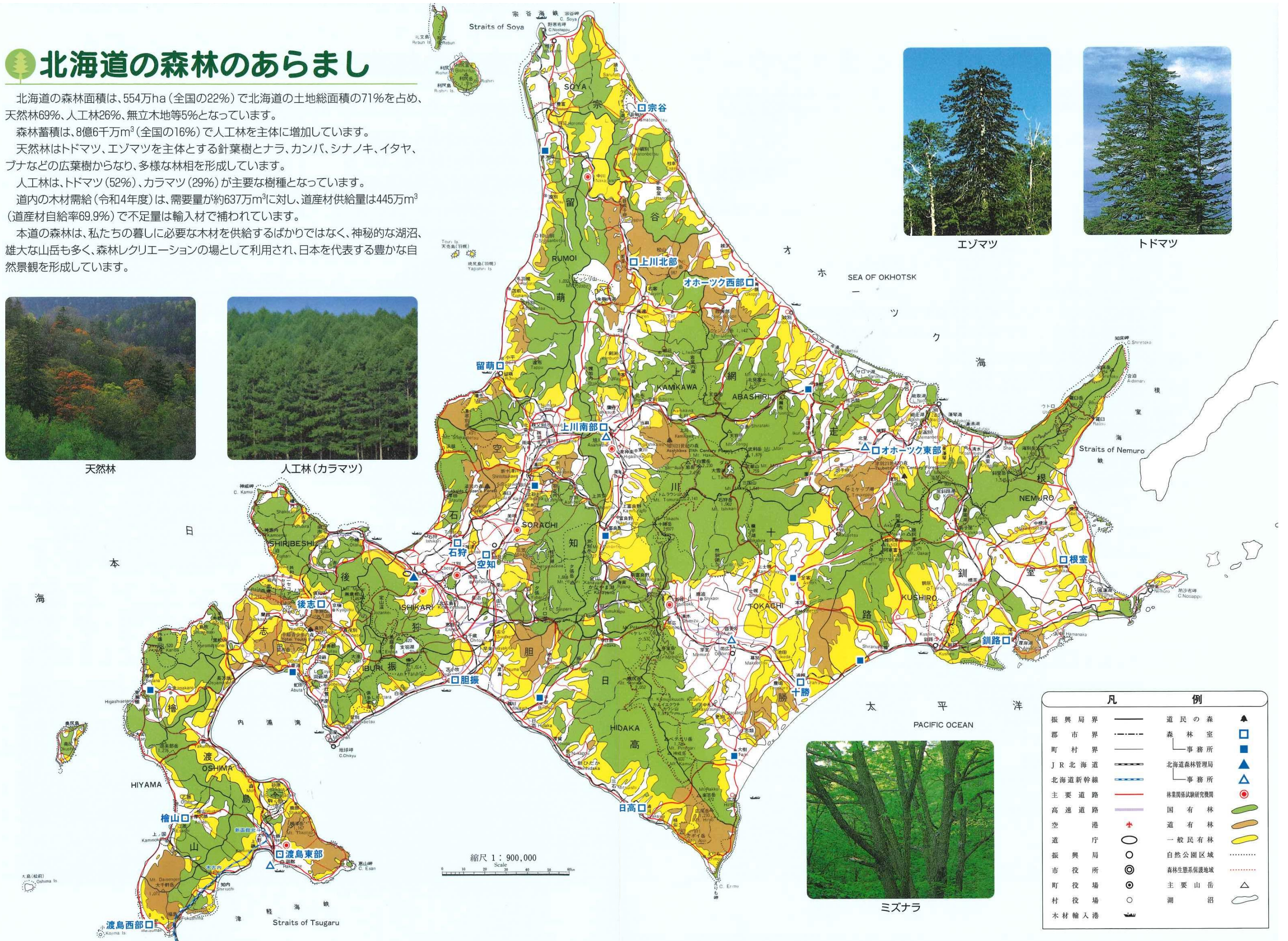
本道の森林は、私たちの暮らしに必要な木材を供給するばかりではなく、神秘的な湖沼、雄大な山岳も多く、森林レクリエーションの場として利用され、日本を代表する豊かな自然景観を形成しています。



天然林



人工林(カラマツ)



エゾマツ



トドマツ



ミズナラ

林業の仕事 — 人工林の一生を通して —

林業は苗木の植付けから木材の収穫までに数十年、場合によっては100年以上の歳月がかかります。その間、さまざまな作業が行われます。

① 地ごしらえ

植林予定地を、植付けやその後の保育作業がしやすいように、また表土が雨によって流されたりせずに植栽木が健全に生育するように、支障となる灌木、雑草、ササ等を刈り払い、刈り払った灌木等を、集積、整理する作業です。

② 植付け

苗畑で高さ30～50cmに育ち、根がしっかりと発育した苗木を、地ごしらえをした林地に植付けます。植付けの本数は大体1ha当たり2,000～2,500本ぐらいです。



③ 下刈り

植えた苗木は小さく、放っておくと成長の早い雑草や灌木に負けて枯れてしまうこともあります。苗木の成長をじゃまする雑草や灌木を刈り払って苗木の成長を助けてあげます。この作業を毎年1～2回、苗木が雑草に負けないくらいに育つまで、5～8年くらい続けます。



④ つる切り

木の幹や樹冠に絡みつきの、木の成育を妨げるヤマブドウなどのつる植物を取り除きます。

⑤ 除伐

育成の対象となる木の成育を妨げる木や育つみこみのない木を伐ります。

⑥ 枝打ち

節のない良質な木材の生産を行うとともに、木の成育の調整、病虫害等の防除、林内を明るくするなど森林機能の向上を図るため一部の枝を切り払います。



⑦ 間伐

植えてから15～20年くらいたつと、木と木の間がこみあってきて、木全体に太陽の光が届かなくなります。そのままにしておくと十分な成長ができなくなり、幹のひよる長い木ばかりになって、強い風や、大雪で木が倒れてしまうこともあります。そこで健全な森林を育て、成長を良くするため、適度に間引いてやります。



⑧ 主伐

植えてから最低でも30年。やっとおとなになった木は、木材として収穫されます。伐ったあとにはまた新しい苗木を植えます。

林業労働の四季 — 一年間の仕事 —

春 5月～6月 植付け



夏 7月～8月 下刈



秋 9月～11月 除伐・間伐



冬 1月～3月 伐採(主伐・間伐)・造材



北海道の林業のあらまし

1.森林の特徴

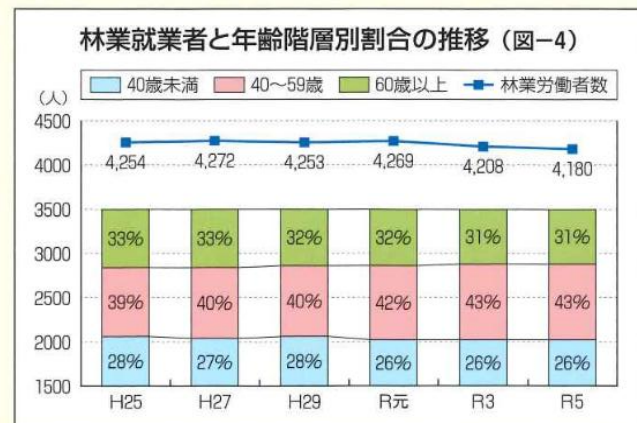
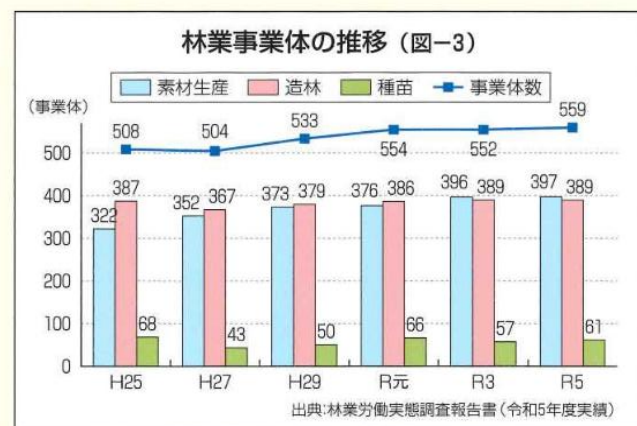
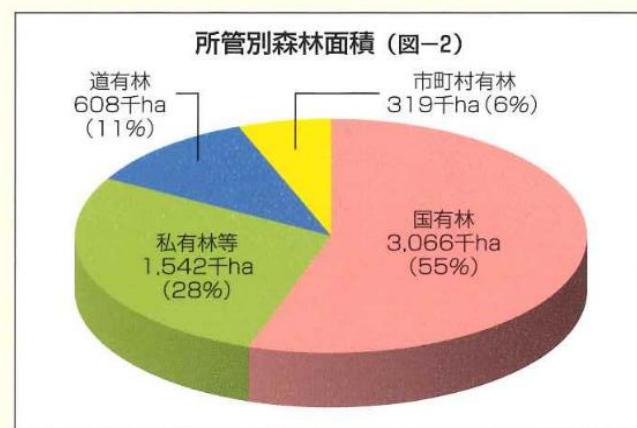
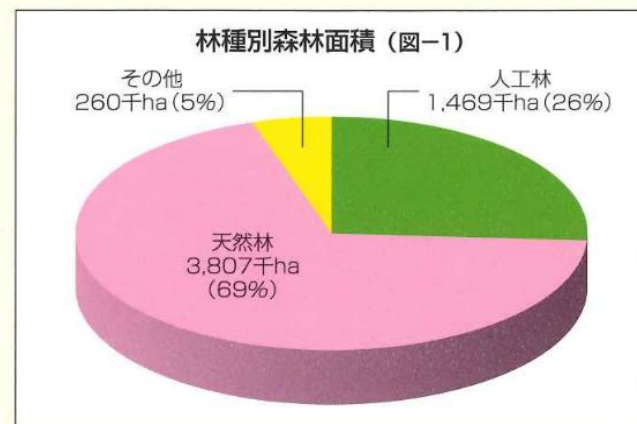
- 全国よりも天然林の占める割合が高くなっています。(図-1)
- 国有林、道有林など公的森林の割合が多くなっています。(図-2)
- 人工林資源は充実期にあります。

2.林業活動の状況

- 森林伐採量は、昭和36年度をピークに減少し、平成14年は最盛期の「4分の1」になりましたが、その後は人工林資源の充実などから増加傾向にあり、令和5年度は4,948千m³になっています。
- 戦後、積極的に進められた人工造林は、昭和44年度をピークに減少してきましたが、近年は横ばいで推移しており、混交林や複層林の造成など、その方法も変化してきています。
- 平成元年度にピークに達した間伐は、その後森林所有者の経営意欲の減退などから、横ばいから減少傾向で推移していましたが、令和5年度は3万3千haとなっています。
- 長い間減少を続けてきた林業事業体は、平成17年度を底に増加し、令和5年度は559事業体になっています。(図-3)
林業事業体のうち森林所有者の協同組織である森林組合は79組合あります。

3.林業就業者の状況

令和5年度の林業就業者は、4,180人で、17年から増加に転じ近年は横ばい傾向です。新規参入者は土木・建設業からが最も多く、若年者の比率も増加していますが、60歳以上の割合は30.5%で、依然として高い水準で推移しています。(図-4)



北海道森林整備担い手支援センターはこんな活動をしています(主なもの)

1.林業就業希望者等の就業相談に応じます。

林業に就業を希望する方を対象に、各地域の森林・林業の状況や、林業事業体の業務内容、募集関係、労働条件等の情報を提供します。
また、公共職業安定所(ハローワーク)と連携をはかり、林業労働力の実態など雇用情報の収集を行い、情報の提供などを行います。

2.就業前に林業の知識、技術を身につける研修などを行います。

- 林業担い手研修(森林施業基礎研修)
森林作業の基礎的な知識や技術を習得する研修です。(4日程度)
◆これから林業で働く方、働きたい離職者の方などを対象とします。
- 森林の仕事ガイダンス(エリアガイダンス)
森林・林業に関心を持つ方を対象に実施する説明・相談会です。
◆道内の林業事業体が相談ブースを設け、林業作業や就業などについて参加者からの相談に対応します。

3.新たに林業に就業する人に準備資金をお貸しします。

- 林業就業促進資金貸付事業(就業準備資金)
新規就業者、又は「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく雇用管理改善措置計画の認定事業主に、次の資金を無利子でお貸しします。

<貸付対象経費>

借主が新規就業者本人の場合

- ◆住居の移転、作業用具の購入等就業の準備に必要な資金

借主が認定事業主の場合

- ◆就業の準備に必要な資金として、就業者本人に支給するために必要な資金

<償還免除>

- ◆一定期間以上継続して林業へ就業し、将来とも林業への就業が見込まれるときは、償還の一部又は全部が免除されます。

<貸付限度額及び償還免除額>

区分		限度額	償還期間	償還免除上限額
新規就業者	道外から移転する者	150万円	10年以内	30万円
	道内の他市町村から移転する者	100万円	8年以内	20万円
	その他	30万円	6年以内	—
認定事業主		120万円	10年以内	—